

(2) 個別占用案件の中間報告【審議資料2】

【中間報告】

- ① 伊丹市立猪名川テニスコート (伊丹市)
- ② 尼崎市農業公園 (尼崎市)

個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)


位置図		現況写真	 下流側からの全景  上流側からの全景
現在の利用形態	テニスコート 2面		
占用面積	2,315.00㎡	付帯施設等	ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ2脚、道具箱1台、ローラー1台 以上可搬式。
許可の経緯	<当初許可> 昭和56年3月5日 <前回更新許可> 令和4年5月26日 <許可期限> 令和9年3月31日	利用者数	平成25年度 3,439人 平成30年度 652人 平成26年度 1,287人 平成31年度 1,607人 平成27年度 3,916人 令和2年度 1,461人 平成28年度 1,898人 令和3年度 1,583人 平成29年度 2,539人 令和4年度 1,753人
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>	団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対岸の堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 占有地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 上流側(北部)は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占有している。 下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 第6次総合計画では、基本方針(目指すまちの姿)を「自然にふれあえる公園や緑地・水辺があり、うるおいと安らぎが感じられるまち」とし、公園や緑地・水辺は、生活の中で安らぎや潤いを感じられる場であり、健康づくりや子どもの遊び場としての機能を有するとともに、生物の生育や生息の場としても重要であると位置づけている。 伊丹市生物多様性みどり基本計画 2021 では、広い草地と水辺を有する猪名川は本市の草地や湿地に生息する生き物の供給源として重要であるとともに、近隣山地と海をつなぐエコロジカルネットワークの回廊として極めて重要なところであると位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年3月5日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 近年台風等の影響で、平成25年度、平成26年度の2年連続で、洪水があり全てのグラウンドが使用できなくなった。平成25年度の工事が終わったのが平成26年6月と7月で、やっと利用できた矢先にまた台風の影響で冠水し、わずか1ヶ月から2ヶ月で使用不可能になり、平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国から補助を得て、平成31年3月末に復旧した。 		

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>(代替性)</p> <p>既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。</p>		
	<p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。</p> <p>市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。</p>		
管理状況	<p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者で組織している猪名川コミュニティテニスコート管理運営委員会にて利用者調整、施設整備等を行っている。 除草や増水時の工作物撤去については、指定管理者が行っている。 		
	<p>(不法占有)</p> <p>利用者(管理運営委員会の会員)が毎週の利用時に現場を確認し、不法占有物件が持ち込まれないよう適正に管理している。</p>		
	<p>(維持管理計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による除草(6月、9月)を実施している他、随時、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 		
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用する者は、管理運営委員会に参加し利用することとしている。 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日利用割合は、2割程度である。 ゴミは利用者が持ち帰ることとしている他、車両進入や火気使用、ゴルフ練習等は禁止としている。 		
	<p>(駐車場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6台(隣接する第1・第2運動広場と共用の駐車場。)(堤内地・河川区域外) 		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 チガヤを繁茂させられるよう、定期的な草刈りや外来種の駆除を実施している。 		
	<p>(環境意識の啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昆虫館等とタイアップして、クリーン作戦等に取り組んでいる。 猪名川クリーン作戦: 令和4年2月19日、令和5年2月18日 環境学習会(外来植物駆除体験): 令和元年7月7日、令和4年10月15日 付近に生息している昆虫の啓発看板を設置している。 利用者団体による自主的な除草、清掃作業を促している。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的にテニスコート周辺の草刈りを実施し、チガヤの繁茂を試みている。 今後の草刈りの範囲拡大等について、協力いただいている近隣猪名川運動広場の指定管理者と協議している。 
安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可動式にしており、年1回、撤去訓練を実施している。 ・ 軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	➡	変更後の占用内容	
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模			
変更場所の範囲図		管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み			
その他特記事項			

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 ・ 占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・ 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、草地で繁殖するセッカ等が確認されている。 ・ 占用地にはテニスコートが 2 面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、チガヤ群落、シバ群落、クズ群落、セイタカヨシ群落等がみられる。堤防は、外来植物のセイタカアワダチソウ群落やセイバンモロコシ群落がみられる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離:約 40m～50m ・ 水際にはツルヨシ群落が確認される。 ・ 占用地とツルヨシ群落の間にはオギ群落、カナムグラ群落、クズ群落、落葉広葉樹林のアキニレ群落等がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約3m</p>

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【更新時委員会の意見(R3年度第2回委員会)】

- ①チガヤ群落(テニスコート下流側と河川側)が拡大するように周辺の草刈りを適切に行ってほしい。
- ②チガヤ群落は、占用区域・行為区域として適切な管理体制により保全すべきである。

【許可時の市の回答(R4年5月許可)】

- ①チガヤの繁茂に有効とされる梅雨時期や秋雨時期(6月・9月頃)の草刈りを引き続き計画的に実施する。実施範囲の拡大等については、現在草刈り作業を行っている猪名川河川第1～第4運動広場の指定管理者とも協議する。
- ②チガヤ群落を有する占用区域・行為区域について、各関係者と協議のうえ今後の適切な管理・保全体制を整理する。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 令和3年度第2回委員会の意見に対す伊丹市の報告を受け、更新を許可した。
- ・ 許可期間は5年(R4. 4. 1～R9. 3.31)とした。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(下流側から上流を望む)



②全景(上流側から下流を望む)



③水際の状況



④下流側の状況



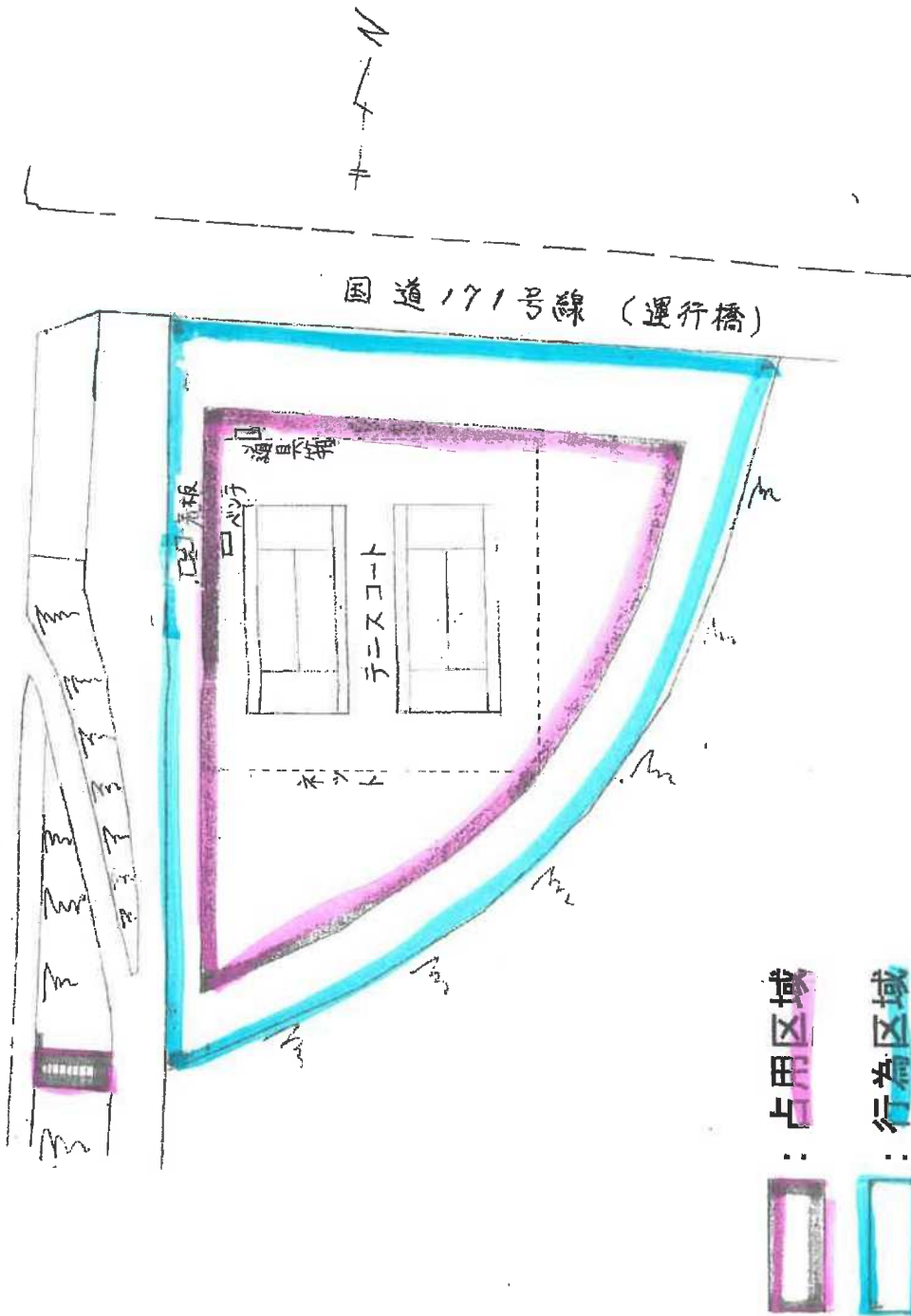
⑤環境啓発看板の状況



⑥利用ルール看板の状況

猪名川テニスコート平面図

1/500



■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	占用地周辺は自然の状態である	○	占区域の周辺については保全が図られている	チガヤ群落については、適切な管理体制により、さらなる保全、拡大が望ましい
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形で残している	△	周辺は保全が図られているが、テニスコート自体は連続性に配慮されていない	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない —: 該当する工作物が無い	—	市として舗装等していない	—	舗装は実施されていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	環境啓発看板を設置している	○	環境啓発看板が設置されている	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	昆虫館とタイアップして、クリーン作戦等清掃・学習会に組み組んでいる	○	環境学習会、清掃活動に取り組みされている	
生物多様性の保全・再生								

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態 利用ルール 川の利用と責任 C	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	右岸側は茂みがあり危険な状態であるため	×	川とのふれあいは図られていない	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年施設利用報告を行っている	○	テニスコートの利用者数は把握されている	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	利用者が気持ちよく使えるよう利用上のルールを定め看板で明示している。 ゴミは利用者が持ち帰ることとしている他、車両進入や火気使用、ゴルフ練習等は禁止している。	○	利用ルールは定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。 令和3年度に修繕し、経年劣化への対応済。	○	利用ルールは明示されている	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	管理運営委員会に加盟し、利用調整にて利用日を決めている	○	運営委員会則により加盟条件に排他性がないことを確認した	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	—	河川敷内に駐車場はない	—	河川区域内に駐車場はない	
	設置の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	○	環境学習の目的であれば、一部河川敷での駐車を認め入動線、安全対策、不法侵入対策等実施済み	△	駐車場の設置要望はあるが、全体の計画には至っていない	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	施設の管理、利用調整は管理運営委員会で行っている。 管理運営委員会の会 員が施設の不具合や 不占物件を発見した 際は、スポーツ振興課 に連絡することとして いる。 除草、河川増水等工 作物撤去計画・実施 については、近隣運 動広場の指定管理者 に協力いただしてい る。	○	管理・利用調整等は利用者による管理運営委員会が実施し、除草、出水対応等は離接する猪名川第1・第2運動公園の指定管理者が実施している。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	管理業務年間スケジュール 5月 撤去訓練 6月 除草 9月 除草 (状況により柔軟に対応)	○	指定管理者により適切な管理が実施されている	
	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	利用者(管理運営委員会の会員)が毎週の利用時に現場を確認し、不法占用物件が持ち込まれないよう適正に管理している。	○	不法占用はない	

取組状況報告書 伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R3年度第2回)	許可時の市の回答 (R4年5月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	チガヤ群落(テニスコート下流側と河川側)が拡大するよう周辺に草刈りを適切に行ってほしい。 (P26 写真③④)	チガヤの繁茂に有効とされる梅雨時期や秋雨時期(6月・9月頃)の草刈りを引き続き計画的に実施する。実施範囲の拡大等については、現在草刈り作業を行っている猪名川第1～第4運動広場の指定管理者とも協議する。	チガヤの繁茂に有効とされる梅雨時期や秋雨時期(6月・9月頃)の草刈りを計画的に実施している。実施範囲の拡大等については、猪名川第1～第4運動広場の指定管理者にて前向きに検討いただいている。(ラジコン式草刈り機の導入によるコスト減を思案中)		
2	チガヤ群落は、占用区域・行為区域として適切な管理体制により保全すべきである。	チガヤ群落を有する占用区域・行為区域について、各関係者と協議のうえ今後の適切な管理・保全体制を整理する。	庁内・庁外各関係者とチガヤ群落の適切な管理・保全体制について協議を行っている。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

② 尼崎市農業公園 （尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	尼崎市農業公園（尼崎市）			<p>【前回審議における委員会意見（R3年度第2回委員会）】</p> <p>①堤防法尻のアラカシやエノキは、大木になることで堤防に影響を及ぼす可能性が大きく、また公園の既存植生の維持の支障ともなるため、伐採が望ましい。</p> <p>②堤防裏法面の良好に管理されてきたチガヤ群落を引き続き保全し、拡大させることが望まれる。</p> <p>【許可申請時の市の回答（R4年12月許可）】</p> <p>①堤防法尻の高木による公園の既存植生への影響や予算との兼ね合いを考慮しつつ、今後の対応を検討する。</p> <p>②堤防裏法面の管理については現在の管理状況を継続していく。</p>
2.今回申請種別	中間報告			
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 4.6km～4.8k+100m	目的：公園（農業公園）	占有面積：2,971.66㎡	工作物：階段4箇所、記念碑、進入路、通路等
4.許可の経緯	<当初許可>	昭和57年 1月27日	<前回更新許可>	令和4年12月26日
5.現況写真	<許可期限>	令和9年 3月31日	<p>（河川や堤防との位置関係）</p> <p>別紙のとおり</p> <p>（施設内の状況）</p> <p>別紙のとおり</p>	
6.河川管理者 審査事項 （特筆すべきもののみ記載）	公園入口付近の未許可工作物（石積擁壁、樹木、柵、看板）について、今回の更新において占用物件に追加が必要。⇒追加済み（R4.12.26付け3第175号）			<p>7.保全利用 委員会による 参考意見</p> <p>8.処理</p>
<p>・令和3年度第2回委員会の意見に対する尼崎市の報告を受け、更新を許可した。</p> <p>・許可期限は5年（R4.4.1～R9.3.31）とした。</p>				

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み（1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況写真



①全景（下流側より上流側を望む）



②全景（上流側より下流側を望む）



③坂路付近より上流方向を望む



④坂路付近より下流方向を望む



⑤ウメの伐採跡の状況



⑥坂路付近の樹木の状況



取組状況報告書 尼崎市農業公園(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

	更新時委員会の意見 (R3 年度第 2 回)	許可時の市の回答 (R4 年 12 月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	堤防法尻のアラカシやエノキは、大木になることで堤防に影響を及ぼす可能性が大きく、また公園の既存植生の維持の支障ともなるため、伐採が望ましい。 (P34 写真⑥)	堤防法尻の高木による公園の既存植生への影響や予算との兼ね合いを考慮しつつ、今後の対応を検討する。	アラカシやエノキが堤防に影響を与えないように定期的な剪定するなど適切な管理を行っている。		
2	堤防裏面の良好に管理されてきた子ガヤ群落を引き続き保全し、拡大させることが望まれる。 (P34 写真③④)	堤防裏面の管理については現在の管理状況を継続していく。	堤防裏面については適切な管理を継続している。		